

法務省権調第30号
令和2年5月22日

各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長 殿
各 都 道 府 県 知 事 殿
附属小・中学校を置く各国立大学法人学長 殿
附属小・中学校を置く各公立大学法人学長 殿
義務教育諸学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の担当課 殿

法務省人権擁護局長
(公印省略)

令和2年度「子どもの人権SOSミニレター」事業への協力方について（依頼）

平素は、法務省の人権擁護機関（以下「当機関」といいます。）の行う人権擁護活動につきまして、格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、子どもをめぐる人権問題については、学校におけるいじめの事案が数多く発生しているほか、家庭内における児童虐待の事案も増加し、死に至るケースもあるなど、大きな社会問題となっているところです。

これらの事案は、事柄の性質上、周囲の目に付きにくい所で発生することが多く、被害者である子ども自身が教師、親、友人等の身近な人にも相談しにくい場合もあり、重大な結果が生じてから発覚する例が少なくありません。

そこで、当機関では、身近な人にも相談ができる子どもたちの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たることなどを目的として、平成18年度から、「子どもの人権SOSミニレター」（以下「ミニレター」といいます。）の事業に取り組んでいます。

ミニレターは、便箋と料金受取人払の封筒とが一体となっており、全国の小・

中学校並びにこれに相当する中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部及び中学部）の児童・生徒に配布しています。ミニレターに悩みごとを書いてポストに投函すると、最寄りの法務局に届き、法務局職員及び人権擁護委員が一通一通読んだ上で全てのミニレターに返事をしています。

本年度も、引き続き同事業を実施することとなり、本年6月から順次、各小・中学校等にミニレターを送付する予定です。

つきましては、今後、法務局・地方法務局の職員及び人権擁護委員が管内の小・中学校等に対し、「子どもの人権SOSミニレター」の配布についての協力依頼を行うことを予定しております。都道府県・政令指定都市教育委員会教育長におかれましては所管の学校及び区域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事におかれましては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人学長におかれましては設置する学校に対して、その趣旨について周知を図っていただきますとともに、この事業への協力方につき特段の御配慮を賜りたくお願い申し上げます。

なお、当機関との連携については、「学校等と法務省の人権機関との連携強化について（通知）」（平成30年12月27日付け30受初児生第5号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）が示されており、また、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日付け文部科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日）においても、いじめの防止等に関する基本的考え方として、いじめの問題への対応においては、法務局を含む関係機関との適切な連携が必要であることが示されていますので、御参考までに申し添えます。

おって、本依頼は文部科学省と協議済みです。

<連絡先>

法務省人権擁護局調査救済課

担当 改田

電話 03-3580-4111（内線 2714）

FAX 03-5511-7211

SOS ミニレター

悩みを教えて!
悩みがなくなるよ！

今、家や学校で困っていることはない?
誰かに相談したり、話したりできないことがあるよね。

そんなときはキミの悩みをこの手紙に書いて、教えてね。

いっしょに書いて、
悩んでいるキミの力になるよ。

おまけ! あなたは

「SOSミニレター」

人権イメージキャラクター

[KEN君あらわし]

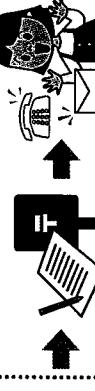
人権イメージキャラクター
[KEN君あらわし]

人権イメージキャラクター
[KEN君あらわし]

**SOSミニレターは
こんなふうにつかってね!**

1 おまけは
おだちからいじめられている
暴力を受けている
暴力をやめて悩んでいる

きた!



2 それをSOSミニ
レターに書いて、
送ろう!

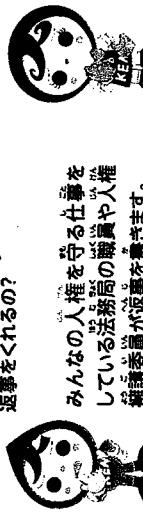
困っていること、
悩んでいることは…

3 手紙が電話で
あなたに返事が
来るよ!
どちらかが方法で
連絡しているのが見えね。

子どもの人権 SOSミニレターって?

あなたの悩みを、あなたの力になつてくれる人が書んで必ず返事をくれる手紙だよ。
どんな悩みでもいいから、この裏面に相談したいことを書いて、気軽に送つてね。
(切手はいらないよ!!)

どんな人が?
返事をくれるの?
? ?



ひみつ
するよ

悩みがあつたら
手紙を書いてね

「僕たち・私たち
SOSミニレターを書きました! //

みんなの「人権を 守る仕事を
している法務局の職員や人権
擁護委員が返事を書きます。
いじめられてもがまんして悩ん
でいたけど、SOSミニレターの
返事をもらつて勇気が出ました。
(4年生 女子)

SOSミニレターの他に、電話やメールで相談することもできるよ。

電話で相談 電話料金はかからないよ。携帯電話・スマートフォンからもかけられるよ。
**子どもの人権
110番** 通話無料
相談時間: 朝6時~金曜日 午前8:30~午後5:15 ※土曜日、日曜日、祝日は午後6時までです。

メールで相談 法務省のホームページでも相談を受け付けているよ。
**子どもの人権
SOSメール** https://www.jinken.go.jp/kodomo
QRコードからでも
インターネット人権相談
通話無料
メルマガ
QRコード

「SOS
ミニレター」
東京法務局・東京都人権擁護委員会
一通り貰つて、カードとしても相談してください。
困ったことをなんでも相談してください。
電話カードを利用してお問い合わせするよ。
右の電話番号を記入してお問い合わせください。
※郵便電話・スマートフォンからもかけられます。
※あなたの近くの法務局につながります。
※土曜日、日曜日、祝日、平日の午後6時までです。

0120-007-110



いつも待つてね!

さりとり 番号窓に折って、切手はいらないよ
やまおり 封筒をつてね。 (2021年3月31日まで)



あなたのこと 教えてください。 名前	年 組
学校名	
返事はどの方法が いいですか?	<input type="checkbox"/> 手紙がよい <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 電話がよい(お電話でさるのは平日午前8時30分から午後5時30分までです) <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自分の携帯電話(メールでは返信できません) <input type="checkbox"/> その他() (こには何も 書かないでね。)

お問い合わせ

番号窓に折って、
封筒をつてね。

(2021年3月31日まで)

切手はいらないよ



メモメッセージを書いたら、①のカードを貼りはない、②の封筒を切り取ります。

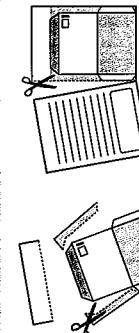
真ん中のさりとり紙で封筒を切り取ります。つけと書いてあるところに

りをつけて封筒を貼ります。封

筒の中から手紙が出て来ようお

それがあるので、しつかうのり

をつけなさい。



メモメッセージを書いたら、①のカードを貼りはない、②の封筒を切り取ります。

つけと書いてあるところに

りをつけて封筒を貼ります。封

筒の中から手紙が出て来ようお

それがあるので、しつかうのり

をつけなさい。

封筒に入れて封をして、ボス

トに入れてください。

封筒に入れて封をして、ボス

トに入れてください。

封筒に入れて封をして、ボス

トに入れてください。

封筒に入れて封をして、ボス

トに入れてください。

封筒に入れて封をして、ボス

トに入れてください。



お問い合わせ

番号窓に折って、
封筒をつてね。

(2021年3月31日まで)

切手はいらないよ

1028790

209

1028790

209



発出有効期間
2021年3月31
日まで
(切手不要)

東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎

東京法務局人権擁護部 行
(小学生用)

切手は2021年3月31日までいりません。

切手は2021年3月31日までいりません。

やまおり③

やまおり④

やまおり⑤

やまおり⑥

やまおり⑦

やまおり⑧

やまおり⑨

やまおり⑩

やまおり⑪

やまおり⑫

やまおり⑬

やまおり⑭

やまおり⑮

やまおり⑯

やまおり⑰

やまおり⑱

やまおり⑲

やまおり⑳

やまおり㉑

やまおり㉒

やまおり㉓

やまおり㉔

やまおり㉕

やまおり㉖

やまおり㉗

やまおり㉘

やまおり㉙

やまおり㉚

やまおり㉛

やまおり㉜

やまおり㉝

やまおり㉞

やまおり㉟

図つたときに相談できる
連絡先カードです。
いつも持っていてね。

インターネットでも相談できます。
子どもの人権 SOS e-mail
インターネット人権相談 検索
https://www.jinken.go.jp/kotomo

QRコードからでも
アクセスできるよ



切り取つて、
つぶつぶにすると
カードになるよ。

お問い合わせ

番号窓に折って、
封筒をつてね。

(2021年3月31日まで)

切手はいらないよ

手紙に書いた内容を誰が知っていますか?

□ 家族: 誰が? () □ 先生 □ 友だち
□ その他: 誰が? () □ 誰も知らない

お問い合わせ

番号窓に折って、
封筒をつてね。

(2021年3月31日まで)

切手はいらないよ

手紙に書いた内容を誰が知っていますか?

□ 家族: 誰が? () □ 先生 □ 友だち
□ その他: 誰が? () □ 誰も知らない

お問い合わせ

番号窓に折って、
封筒をつてね。

(2021年3月31日まで)

切手はいらないよ

手紙に書いた内容を誰が知っていますか?

□ 家族: 誰が? () □ 先生 □ 友だち
□ その他: 誰が? () □ 誰も知らない

中学生用

参考 平成31年度版子どもの人権SOSミニレター



悩んでいるあなたへ。
私たちが必ず力になります。

「SOSミニレター」で困っていることがありますか？
お困りの方のためのメールサービスをあなたの手元に置いて、いつでも安心です。
人権問題専門家によるアドバイスがすぐ届く！

相談内容の秘密は守ります。



表紙のSOSミニレターに
悩みを書いてください。

- 友達からいじめを受けています
- 暴力を受けています
- SNSやインターネットで悪口を書き込まれた
- 学校や家庭、その他のことで悩みがある

「子どもの人権SOSミニレター」について

この裏面に相談したいことを書いて送ってください。切手は不要です(2021年3月31日まで)。
あなたが悩んだり困ったりしていることなどについて書かれた手紙を、人権問題に詳しい人が
読んで、手紙や電話でお返事をします。相談内容や個人情報などの秘密は守りますので、安心して
相談してください。

※封筒には、人権問題専門家が社会の要請に沿って人権について深い理解があるとして法務省が委嘱した民間の人や法律事務職が応じます。



？

人権ってなに？

人権とは、一人ひとりが人間らしく生きるために権利です。人は生まれたときから、誰もがこの権利を持つ
います。また、法務省の人権問題専門家が受けたり、無視されたり、扱われないようにすることです。
私たち法務省の人権問題専門家は、みなさん的人権を守る仕事をしています。

利用した
人の声

■ 横浜市立・私たちSOSミニレターを書きました！

「学校のことで悩んでいたけれど、SOSミニレターを書いて、
もやもやしていた気持ちがすっきりしました。」(1年生・男子)

「このことで悩んでいましたが、アドバイスをもらつて、問題ない方向に向かっています。本当にありがとうございます。」(2年生・女子)

SOSミニレターの他に、「電話」や「メール」で相談することもできます。

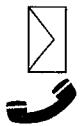
□ 電話で相談 電話料金はかかりません。携帯電話・スマートフォンからもかけられます。

■ 子どもの人権 110番 通話無料 0120-007-110

相談時間：月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15 ※土曜日、日曜日、祝日、平日の午後6時以外は留守番電話です。

□ メールで相談 法務省のホームページでも相談を受け付けています。

■ 子どもの人権SOS-eメール QRコードからでも
インターネット人権相談 検索、24時間受付 アクセスできます▶
<https://www.jinken.go.jp/kodomo>



希望の連絡方法
(電話手紙で)
あなたに这をします。

- SNSやインターネットで悪口を書き込まれた
- 学校や家庭、その他のことで悩みがある

例えばこんなときに利用してください

困ったことをなんでも相談してください。

困ったときに相談できる専門先カードです。切り取つて、いつも持帯してください。

東京都人権擁護委員連合会

相談時間：月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15

※携帯電話・スマートフォンからもかけられます。

あなたがこの専門家が担当する
右の言葉をいくつか選べばいいです。

QRコードを読み取るだけで連絡が取れます。

あなたのことを 教えてください。	お名前
学校名	年 組

番号欄に折って、
封筒を貼ってください。
(2021年3月31日まで)

人権イメージキャラクター
「KENちゃん」



あなたのこと
教えてください。

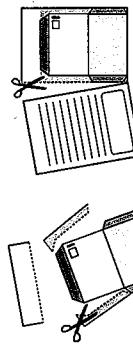
お名前

性別

- 手紙がよい 自宅 学校 その他 ()
- 電話がよい (お電話でされるのは平日午前8時30分から午後5時15分までです)
- 自宅 自分の携帯電話(メールでは返信できません) その他 ()

（ここには何も書か
ないでください。）

- ①メッセージを書いたら、のりのカーネーションはい、のりの
真ん中の切り取り場所で、封筒を切り取ります。
- ②手紙が届いてあるところにのりの
つけで封筒を作ります。封筒
の内側から手紙が出てしまうおそ
れがあるので、しっかりとのりを
つけてください。



切手は2021年3月31日まで不要です。

書いていたいただいた
相談の秘密は守ります。

囲つてること、困んでいることは?
 いじめのこと いじめ以外の学校のこと 家庭のこと その他 ()

今、困っていること、悩んでいることをこちらに書いてください(ただし、だれに、何をされましたか?)。

1028790

209

東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎

東京法務局人権擁護部 行

(中学生用)



切手は2021年3月31日まで不要です。

料金受取人払郵便
麹町郵便局承認
507

差出有効期間
2021年3月31
日まで
(切手不要)

困ったときに相談できる
連絡先カードです。
切り取って、いつも
持っていてください。
切って2つ折りすると
簡単にカードになります。

インターネットでも相談できます。
子どもの人権SOSメール

24時間

QRコードからでも
アクセスできます



<https://www.jinken.go.jp/kodomo>

*申込み後は、相談内容を書き込むためのURLアドレスが
送られてきます。

東京法務局
東京都人権擁護委員会

手紙に書いた内容を誰が知っていますか?

- 家族・誰が? 先生 友だち
- その他・誰が? 誰も知らない